



南城市告示第51号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

令和3年3月30日

南城市長 瑞慶覧 長敏



1 協議の場を設けた範囲

玉城地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月2日

3 当該区域における地域の中心経営体（担い手）の状況

4 7経営体

法人 11経営体

個人 36経営体

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

玉城地区の農地利用は中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

また、農地中間管理機構を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
南城市	玉城地区	令和3年3月2日	令和元年7月

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	481 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	319 ha
i うち「自分で耕作する」と回答した農地所有者の農地面積	117 ha
i うち「後継者に委譲する」と回答した農地所有者の農地面積	46 ha
ii うち「農地を継続して貸す」と回答した農地所有者の農地面積	66 ha
iii うち「貸したい」「売りたい」と回答した農地所有者の農地面積	25 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	171 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22 ha
(参考)	

### 2 対象地区の概要

玉城地区は、農村から形成される地域である。地形的には南が太平洋に面し、低地、斜面、台地より構成されている。全般的に農地の基盤整備がされており、拠点品目※1の他にサトウキビや花卉栽培が盛んな地域である。特に志堅原・船越・愛地は、若い担い手が増えている。新原・仲村渠は稲作発祥の地であるが、その風景はほとんど見られなくなっている。グスクロード公園や琉球ゴルフクラブなどの広大な自然を活かした施設がある一方で、船越・愛地・糸数方面では一部住宅地の広がりが進行している。

### 3 対象地区の課題

全体的に営農が盛んな地区もあるが、今後は、土地改良事業の完了地区において、かんがい排水事業等の整備を計画的に推進し、農業用水の安定確保を図り生産性の向上と地域農業の持続的発展を図る必要がある。

また、全体的に高齢化が進行しており、10年後には農地の半分以上が75歳以上となってしまふ。地域の話合いに代わるアンケート調査(以下、「アンケート調査②」と記載)では「10年後の地域の農地はどのようにになっていると思うか」という問いに対して、「耕作放棄地が増加」「後継者不足、担い手の高齢化が深刻になっている」に回答した方が半数を占める。これらのことから、今後は後継者の不足による遊休農地の増加が課題となってくる。

### 4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【 玉城 A地区(親慶原・垣花・仲村渠・百名・新原地域) 】  
この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

【 玉城 B地区(玉城・富里・中山・當山・奥武・屋嘉部・志堅原・糸数・掘川・喜良原地域) 】  
この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

【 玉城 C地区(船越・愛地・前川地域) 】  
この地区の農地利用は、(表1)の中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

アンケート調査②「地域の農業を10年後も持続可能なものとするためにはどうしたらよいと思うか」という問いに対して、「地域内の担い手に農地を集積させる」が27%となっている。このことから、地域内の担い手の確保と、担い手へ農地を集積することに力を入れていきたい。

アンケート調査②「地域の農業を10年後も持続可能なものとするためにはどうしたらよいと思うか」という問いに対して、「地域内の新規就農者に対する支援を充実させる」への回答が30%あることから、新規就農者の受け入れを促進していきたい。

農地中間管理事業を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。

※1 南城市の拠点品目は、①サヤインゲン ②ゴーヤー ③薬用植物 ④オクラ ⑤マンゴー の5つ。

5 玉城地区における中心経営体の状況

(表1)

	A地区	B地区	C地区
①認定農業者	5 経営体	9 経営体	8 経営体
②認定新規就農者	1 経営体	2 経営体	1 経営体
③他市町村の認定農業者	0 経営体	0 経営体	0 経営体
④他市町村の認定新規就農者	0 経営体	0 経営体	0 経営体
⑤基本構想水準到達者※2	3 経営体	6 経営体	3 経営体
⑥上記に該当しない中心経営体	2 経営体	5 経営体	11 経営体

※2 基本構想水準到達者とは、終期を迎えた認定農業者のうち、再認定をうけなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している経営体。または、終期を迎えた認定新規就農者のうち認定農業者の平均経営面積より大きい経営面積を確保している経営体のこと。

(表2) 地域の中心経営体 — 玉城地区 —

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲	
1	認農		花卉+野菜	0.92 ha	花卉+野菜	- ha	B地区	
2	認農		花卉	0.23 ha	花卉	1.50 ha	B地区	
3	認農		野菜+サトウキビ	0.39 ha	野菜+サトウキビ	0.98 ha	B地区	
4			野菜+サトウキビ	0.71 ha	野菜+サトウキビ	0.71 ha	C地区	
5	到達		花卉	0.63 ha	花卉	- ha	B地区	
6	到達		花卉	0.78 ha	花卉	- ha	B地区	
7			野菜	- ha	野菜	0.21 ha	C地区	
8			野菜	0.21 ha	野菜	0.64 ha	A地区	
9	到達		果樹	0.96 ha	果樹	0.96 ha	B、C地区	
10	認農		野菜	0.12 ha	野菜	0.50 ha	B地区	
11			野菜+サトウキビ	0.30 ha	野菜+サトウキビ	0.30 ha	C地区	
12			野菜	0.74 ha	野菜	0.74 ha	B地区	
13	認農		野菜	0.62 ha	野菜	0.98 ha	A、C地区	
14	認農法		搾乳牛、育成牛	- ha	搾乳牛、育成牛	- ha	B地区	
15	認農法		乳用牛	- ha	乳用牛	- ha	C地区	
16	認就		野菜	0.32 ha	野菜	0.50 ha	A地区	
17	到達		サトウキビ	5.35 ha	サトウキビ	10.0 ha	A、B、C地区	
18			野菜	0.15 ha	野菜	0.25 ha	C地区	
19	認農		乳用牛	- ha	乳用牛	- ha	C地区	
20	認農法		イチゴ	1.18 ha	イチゴ	1.30 ha	A地区	
21	認農		肉用牛(牧草)	0.94 ha	肉用牛(牧草)	1.50 ha	A地区	
22	認就		野菜	0.17 ha	野菜	0.30 ha	B地区	
23			野菜	0.73 ha	野菜	1.30 ha	B、C地区	
24	認農法		山羊	1.13 ha	山羊	4.00 ha	B地区	
25	到達		野菜	0.42 ha	野菜	0.42 ha	C地区	
26	到達		野菜	1.75 ha	野菜	2.00 ha	A、B地区	
27	到達		野菜	0.40 ha	野菜	0.40 ha	A地区	
28	認農法		サトウキビ	1.34 ha	サトウキビ	10.69 ha	B地区	
29	到達		サトウキビ+花卉	0.79 ha	サトウキビ+花卉	0.79 ha	B地区	
30			野菜	- ha	野菜	0.30 ha	B地区	
31			サトウキビ	0.44 ha	サトウキビ	0.44 ha	C地区	
32			野菜	0.26 ha	野菜	0.30 ha	C地区	
33			野菜+サトウキビ	1.45 ha	野菜+サトウキビ	1.45 ha	B、C地区	
34			野菜	0.56 ha	野菜	0.60 ha	C地区	
35			野菜	0.65 ha	野菜	1.00 ha	A、C地区	
36	認農		酪農	- ha	酪農	0.33 ha	C地区	
37	認農		酪農	0.19 ha	酪農	0.19 ha	C地区	

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲	
38	認農		野菜+果樹	- ha	野菜	- ha	C地区	
39			野菜	0.22 ha	野菜	0.30 ha	C地区	
40	認農		野菜	0.69 ha	野菜	0.86 ha	C地区	
41	認農		野菜	0.56 ha	野菜	0.54 ha	B地区	
42	認就		野菜	0.32 ha	野菜	0.40 ha	B地区	
43			野菜	0.14 ha	野菜	0.40 ha	B地区	
44	認就		野菜	0.20 ha	野菜	0.40 ha	C地区	
45	認農法		野菜+薬用植物	0.36 ha	野菜+薬用植物	0.98 ha	A地区	
46	認農法		野菜	0.80 ha	野菜	0.80 ha	B、C地区	
47	認農		養鶏+野菜	0.08 ha	養鶏+野菜	0.20 ha	A地区	
計		47 経営体		28.2 ha		50.5 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが  
 確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

注4:個人が特定される「農業者(氏名・名称)」と「農業を営む範囲(詳細)」は伏せて表示しております。

6 対象地区内における農家からの意見(地域の話合いに代わるアンケート調査より)

似ている意見はまとめて記載しております。

土地改良以外でも補助事業が導入できないか。小規模農地は壊れてしまう。
新規就農者に財政支援を行い、安心して農業に取り組めるようにしてほしい。
灌漑排水の整備や基盤整備が必要な地域がある。
土地の有効利用のうえから、遊休農地の斡旋など農業生産法人にも積極的に参集してもらおう。
農業生産法人など若い経営者の設立を市が支援し、遊休農地を集約して経営の安定化を図る。
農地の集積が必要と考える。今後はある程度の規模の農業経営が必要だと思う。
農業用水の確保が課題なので、対応してほしい。
中古ハウスへの修繕事業があれば、遊休化しているハウスの復旧が可能であり、就農への負担が少なくてすむ。
今後、畜産業に強化した取り組みを市が中心になってやってほしい。
飼料用サトウキビを増やしていきたい。